



発行 東京都

目次

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除：(環境局多摩環境事務所環境改善課)：一

○東京都立海上公園の利用再開：(港湾局臨海開発部海上公園課)：二

規則(公)

○警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則：二

公告

○東京都指定排水設備工事事業者の指定：(下水道局)：三

告示

●東京都告示第千三百一十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第四項の規定により、平成二十九年東京都告示第千五百五十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年八月二十一日

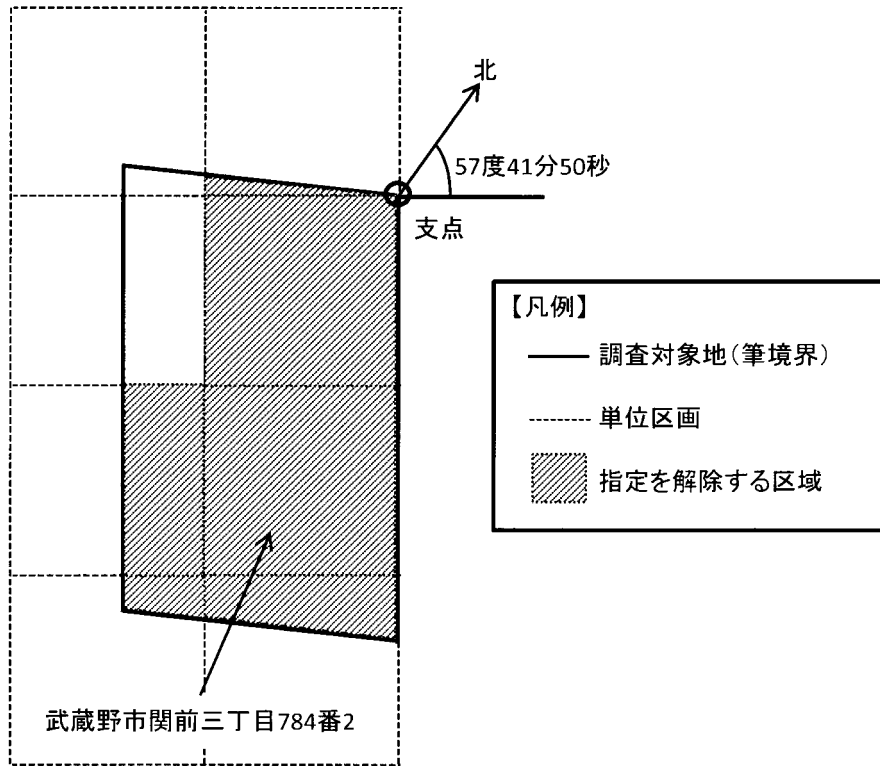
東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(武蔵野市関前三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【格子の回転角度 (57度41分50秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点】
 支点は、武蔵野市関前三丁目784番2の最北端とする。

●東京都告示第千三百二二号

東京都海上公園条例 (昭和五十年東京都条例第百七号) 第十八条の規定に基づき、平成二十九年東京都告示第八百十二号で休園した東京都立新木場公園について、次のとおり利用を再開する。

平成二十九年八月二十一日

東京都知事 小池百合子

一 利用を再開する面積 七、五九六・三四平方メートル

二 利用を再開する年月日 平成二十九年九月一日

規則(公)

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日定める規則を公布する。

平成29年8月21日

東京都公安委員会

委員長 渡邊佳英

●東京都公安委員会規則第14号

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する

条例の施行期日定める規則

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例 (平成29年東京都条例第60号) の施行期日は、平成29年8月27日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

東京都指定排水設備工事事業者の指定について
 東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七条の規定により公告する。

平成二十九年八月二十一日

東京都下水道局長 渡 辺 志津男

一 指定した事業者

指定番号	商号又は 名称	代表者	事業所所在地
五四四三	水野工業	水野 信勝	足立区関原三丁目四番六号 ボナールやま吉一〇三
五四四四	株式会社 東京地所	南 信雄	杉並区和田三丁目六十二番五号
五四四五	株式会社 多摩空水	折原 賢	立川市曙町三丁目三十三番十六号
五四四六	株式会社 心羽管工	新藤 文統	調布市富士見町一丁目二十番地三十六

二 指定年月日

平成二十九年八月九日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001